

2007年9月27日

福井県議会議長 石川与三 様

市民オンブズマン福井
代表幹事 吉川健司

「福井県政務調査費の交付に関する条例」改正に関する要望書

貴職の、県民に開かれた県議会づくりを進めておられる努力に敬意を表します。

さて、2007年9月22日付けの各新聞紙上は、9月21日に開かれた福井県議会の政務調査費等検討委員会の会合において、来年度支給分から全支出の領収書添付を義務付けることなどを柱とする改正条例案を提案する方向でまとまったと報道しました。

私たちは、政務調査費の透明化が地方議会の活性化に必要不可欠であると考え、福井県議会に対し公開質問状、要望、提案等を積み重ねてきました。領収書の全面公開の実現等を心から歓迎するものです。

9月16日の第14回全国市民オンブズマン大会においても「政務調査費の支出や成果を全面的に公開する制度を創設するとともに、明白に政務調査活動と言えるもの以外への政務調査費の支出を許さないことを条例に定めるよう、各議会に求めること。」とする大会決議を宣言しています。

拠って「福井県政務調査費の交付に関する条例」の改正に関し、4点について要望しますので、ご検討くださるようお願いいたします。

政務調査費の透明化の過程を県民も注視しています。

記

1. 政務調査費の具体的な使途基準を定めてください。

鹿児島県議会の政務調査費検討委員会は、政務調査費に関する新基準をまとめたとありますが(2007年9月20日 西日本新聞)、それによると、支出が不適當な事例なども加えた具体的な使途基準を定め、8項目の使途について政務調査費が充当できる具体例や留意点を明記、さらに自己申告に基づいていた通信費を月額3万円の定額とし、会派によってまちまちだった調査活動費を1日5000～8000円と定め、支出が不適當な事例も新たに付け加えたとあります。

「福井県政務調査費の交付に関する条例」第八条には「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」とあり、「別に定める使途基準」については「福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程」に使途項目が記されているのみです。

福井県議会においても、この機会に、政務調査費の具体的な使途基準（不適當な参考事例、使途基準の運用指針等）を定めることについて、長野県議会が策定した「政務調査費マニュアル」等を参考とし、検討されることを要望します。

2. 閲覧の請求者の対象を限定しないでください。

9月22日付けの各新聞紙上は、また福井県議会の政務調査費等検討委員会が、収支報告書と添付する領収書について県会独自の閲覧制度を設け、「県政務調査費の交付に関する条例」の改正案に盛り込むと報道していますが、請求者を福井県民に限らず、「福井県情報公開条例」第五条に定めるように、対象は「何人」もとすることを要望します。

3. 領収書及びそれに代わる資料は議長への提出を義務付けてください。

先述の各新聞紙上は、さらに、福井県議会の政務調査費等検討委員会が、領収書が取れない場合は、日時や用途を指定の用紙に記入し、本人と会派の責任者が証明することで対応するとしたことを報道しています。

領収書及びそれに代わる資料（支払証明書）については、情報公開条例上、実施機関が保有する「公文書」として取り扱われなければ、政務調査費の公開としては不十分です。

「福井県政務調査費の交付に関する条例」第九条第一項には、「会派の代表者は、その年度の政務調査費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を別に定めるところにより、年度終了日の翌日から起算して十日以内に議長に提出しなければならない。」とありますが、領収書及びそれに代わる資料についても議長への提出を義務付ける文言を追記することを要望します。

4. 活動報告書、視察報告書、会計帳簿も議長への提出を義務付けてください。

領収書の公開だけでは、それらがどのような政務調査活動に用いられたかがわかりません。

しかし、全国市民オンブズマン連絡会議が、政務調査費の透明度に関する議員の意識について、全国の都道府県議等に対してアンケートを行った結果では、活動報告書、視察報告書、会計帳簿の公開について賛成と回答した福井県議会議員は、それぞれ、44.4%、51.3%、53.8%にとどまっています。

先述の鹿児島県議会では、収支報告書と実績報告書のほか、すべての支出について（1）領収書や受領書、宿泊証明書などを添付（2）日時や場所、内容、相手方などを具体的に記入する活動報告書などの提出を義務付けたとあります。（2007年9月20日 西日本新聞）

政務調査費の用途について、だれが見ても分かりやすい制度ができれば、県民は、県民のために活動する議員、そして議会により関心を持つのではないのでしょうか。そのために、活動報告書等の公開についても、条例に則って実現されることを要望します。

以上

〒910-0004 福井市宝永4丁目9-15
泉法律事務所内
市民オンブズマン福井
FAX 0776-30-1373
事務局 090-9441-6149/伊東